

あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」

物流ドローン社会実装推進事業業務委託 仕様書

1 目的

愛知県では、ドローンや eVTOL 等の次世代空モビリティの社会実装の早期化を図るとともに、自動運転車等の「陸」のモビリティとの同時制御により創出される新しいモビリティ社会「愛知モデル」の構築や、次世代空モビリティの基幹産業化を目指す「あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」」(以下「プロジェクト」という。) を推進している。

2024 年 2 月に策定したプロジェクトの「推進プラン」(下記「3 業務に関する全般的な事項」参照) では、物流分野において 2027 年度頃に早期の社会実装を目指す「ローンチモデル」として、離島や山間地などの地域で、ドローンを始めとする様々なモビリティを用いた物流の最適化を図り、地域の多様な主体が参画する地域内物流のビジネスモデルを構築することを掲げている。さらに 2030 年度頃に実現を目指す「愛知モデル」として、「住宅地」や「都市」モデルを掲げている。

本業務においては、ローンチモデルである「離島」「山間地」モデルに加え、次なるモデルである「住宅地」モデルの実現に向け、ドローン物流を行う意思のある事業者(企業や民間団体等)への伴走支援等を実施する。

2 委託期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日 (水) まで

3 業務に関する全般的な事項

(1) 愛知県は、2024 年 2 月にプロジェクトの今後の取組や、方向性を示した「推進プラン」をとりまとめるとともに、2026 年 1 月には、プロジェクトの進捗や課題を踏まえ、「推進プラン」の追補版を策定した。本業務は「推進プラン」及び同追補版(以下「推進プラン」という。)に沿ってプロジェクトの推進を図るものであることから、「推進プラン」の理解に努めた上で業務を行うこと。

※資料 :

- あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」について
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/460185.pdf>)
- あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」推進プラン
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/494809.pdf>)
- あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」推進プラン追補版
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/596646.pdf>)

- ドローン物流における「離島モデル」先行導入事例について
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/563042.pdf>)
 - ドローン物流における「山間地モデル」先行導入事例について
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/563043.pdf>)
 - あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル2030」ドローン物流の担い手拡大に向けたガイドブック
(https://a-idea.jp/soramichi/pdf/aichi_logistics-guidebook.pdf)
- (2) 本業務の実施に当たり、迅速かつ確実に対応できる要員及び体制を確保すること。

4 業務実施内容

(1) 「離島」「山間地」モデルの実現に向けた事業化調査の伴走支援

「離島」「山間地」においてドローン物流の事業化に取り組む事業者の事業化調査への伴走支援を行い、ローンチモデル実現につなげる。

ア 事業者の募集・選定

「離島」もしくは「山間地」においてドローン物流を行う意思のある事業者を募集すること。募集に当たっては、募集期間・内容等について県と協議のうえ、募集要項を作成すること。

多くの募集を促すため、Web ページ等に掲載して広範に周知を行うこと。

応募のあったものから、2 件程度を選定すること。

選定に当たっては、事前に県と協議の上、選定方法及び選定基準を作成すること。また、必要に応じ、応募事業者にヒアリングを行い、内容の把握に努めること。

イ 事業者への伴走支援

伴走支援に当たっては、事業者と連絡を密にし、事業化に向けて以下の支援等を実施すること。なお、調査の期間は1か月程度とする。

① 全体スケジュールの策定

事業者と協議のうえ、事業化に向けて、2026 年度内に実施すべき取組事項のスケジューリングを行い、その進捗管理を行うこと。

② 事業化に向けた検討支援

- ✓ 実施計画、離着陸場所、飛行ルート、オペレーション等の事業化調査実施に係る妥当性について助言を行うこと。
- ✓ 事業実施体制を分析し、事業化（マネタイズ等）に向けて新たに必要となるプレイヤーの探索及び事業化調査への巻き込みを図ること。
- ✓ 調査関係者や新規プレイヤー等関係者等との調整に際して事業者に同行できる体制を構築すること。
- ✓ 事業者の住民向けの説明会や見学会について周知等を行うこと。 等

③ 事業化に向けたロードマップの整理

事業化調査の結果を踏まえ、2027 年度以降の事業化に向けて必要事項（体制、運営方法、資金計画等）を整理すること。

ウ 事業者への実証費の支払い

事業化調査に係る費用の基準を定め、基準に基づき事業者に対し支払いを行うこと。基準を定めるに当たっては、事前に県と協議を行うこと。

1件当たりの費用は、1,800万円程度を想定している。

(2) 「住宅地」モデルの実現に向けた実証実験の伴走支援

住宅地において、ドローン物流を行う意思のある事業者のビジネスモデル構築に向けた実証実験への伴走支援を行い、次なるモデルの実現に向けた戦略を取りまとめる。

ア 事業者の募集・選定

実証実験実施事業者を募集すること。募集に当たっては、募集期間・内容等について県と協議のうえ、募集要項を作成すること。

多くの募集を促すため、Webページ等に掲載して広範に周知を行うこと。

応募のあったものから、1件程度を選定すること。

選定に当たっては、事前に県と協議の上、選定方法及び選定基準を作成すること。また、必要に応じ、応募事業者にヒアリングを行い、内容の把握に努めること。

イ 事業者への伴走支援

伴走支援に当たっては、実証実験実施者と連絡を密にし、以下の支援等を実施すること。なお、実証期間は1週間～2週間程度とする。

① 全体スケジュールの策定

事業者と協議のうえ、ビジネスモデル構築に向けて、2026年度内に実施すべき取組事項についてスケジューリングを行い、その進捗管理を行うこと。

② ビジネスマネジメント構築に向けた検討支援

✓ 実施計画、離着陸場所、飛行ルート、オペレーション等の実証実験実施に係る妥当性について助言を行うこと。

✓ 「住宅地」モデルならではの技術的・法的課題を分析し、解決策を提案すること。

✓ 事業実施体制を分析し、ビジネスモデル構築に向けて必要となるプレイヤーの探索及び実証実験への巻き込みを図ること。

✓ 事業者や新規プレイヤー等関係者との調整に際して事業者に同行できる体制を構築すること。

✓ 事業者の住民向けの説明会や見学会について周知等を行うこと。 等

③ 「住宅地」モデルの実現に向けた戦略作成

実証実験の結果を踏まえ、「住宅地」モデル特有の技術的課題や障壁となる規制等を整理し、ビジネスモデル構築に向けた今後の戦略（運用オペレーションの内容・設計・体制や社会実装に向けたコスト試算と採算性確保のための仕組みをまとめたもの）を作成すること。

ウ 事業者への実証費の支払い

実証実験に係る費用の基準を定め、基準に基づき事業者に対し支払いを行うこと。基準を定めるに当たっては、事前に県と協議を行うこと。

1件当たりの費用は、1,300万円程度を想定している。

(3) 結果の公表

ア 中間報告・最終報告

・本事業の実施内容については、プロジェクトの推進主体であるプロジェクトチーム会合での公表を想定している。このため、同会合に向けた資料作成支援を行うこと。なお、以下に示す公表時期はあくまで現時点での想定であるため、県と密に調整すること。

・公表時期

中間報告：2026年10月頃

最終報告：2027年3月頃

イ 成果報告会の開催

・伴走支援の結果などをアピールするための成果報告会を実施すること。成果報告会は、イベントに合わせて実施するなど、県内外に広く周知できるような効果的なものとすること。

・また、伴走支援の結果について、県からイベント等での発表依頼があった場合は、これに協力すること。

5 支払対象経費

本業務における支払対象経費は次のとおりとする。

(1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシーチケット等）

(3) 印刷製本費

報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

(6) 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費

(7) 実証費

4(1)ウ、4(2)ウで定める各調査・実証実験に係る費用

(8) 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(9) その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(10) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(11) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

6 成果品作成部数等

受託者は、業務完了に伴い、以下の通り報告書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 実績報告書

2部

※ 図面等を除き、A4判縦、横書き、左綴じ、適宜カラー印刷

イ 実績報告書の電子データ

1式

ウ その他、業務にあたって県が作成を指示した資料

1式

(2) 提出期限

2027年3月31日（水）

(3) 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課モビリティイノベーション推進グループ

7 業務スケジュール（想定）

実施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業者募集	➡											
事業者選定		➡										
スケジュール策定			➡									
実証実験支援				➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡		
ロードマップ整理 戦略作成										➡	➡	➡

8 留意事項

(1) 県との協議及び総括責任者の設置

ア 受託者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。

イ 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している総括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

ウ 何らかのトラブルが発生した場合は、総括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。

(2) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。

(3) 委託事業間の連携

愛知県が別に実施するあいちモビリティイノベーションプロジェクトの関連事業（プロジェクト推進に係る会議運営・調査業務 等）と連携し、プロジェクト推進に必要な情報共有を行うなど密に連携すること。

(4) 受託者は事業者との調整の下、実証実験の実施に起因して、第三者、物件又は関係者に損害を与えた場合には、県に報告するとともに、その損害を賠償する責任を負わなければならない。そのため、賠償責任保険等の損害保険に加入するなど、必要な措置を講ずること。

(5) 実証実験を実施する際の広報等については、県と受託者及び事業者の協議の上で決定することとし、効果的な広報が可能となるように配慮すること。

(6) 著作権等の保護

ア 業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うこととする。

イ 成果物について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

ウ 著作権を始め、本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属するものとするが、すでに受託者が持っている著作権を活用した成果物など、受託者が特に必要と認める場合は、県と受託者との協議のうえ、県の業務に支障がない範囲において、著作権を受託者の帰属とすることができます。

(7) 情報管理

ア 受託者は、事業の遂行に当たっては県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

イ 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、県の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

ウ 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

(8) 業務期間中の費用負担及び契約金額の支払い

本業務を遂行するに当たって発生する費用は受託者の負担とし、その業務の対価として受託者に支払う契約代金は業務完了後、受託者の請求に基づき県が支払うものとする。

(9) 委託事業の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(10) 業務完了後の会計帳簿及び証拠書類の取り扱い

ア 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。

イ 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

(11) その他

本業務の実施にあたり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。なお、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。